

人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度 鶏卵関係 Q & A

制度全般について

- Q 本制度の目的は何か。
- A 三重県内の生産者が環境に配慮した生産方法や食の安全・安心を確保する生産管理により生産した卵を、第三者機関が確認し、要件を満たした卵に「みえの安心食材表示票」(マーク)を貼付することで、このマークを目印に消費者が安心して卵を購入できるようにすることを目的としています。
- Q 本制度に参加するメリットは何か。
- A 次のメリットがあります。
- ・県が進める制度であり、マークを使用することで差別化が図れます。(高く販売できることを保証しているものではありません。)
 - ・県や(公財)三重県農林水産支援センターが本制度を積極的にPRしています。
- Q 本制度の普及状況はどうなっているか。
- A 本制度は、平成14年度に農産物、平成16年度に特用林産物で認定を開始しました。平成24年12月末現在877件(1675戸)の方が参加しており、毎年度その参加者は増加しているところです。また、本制度の認知度は、平成20年度の調査では、「購入したことがある」、「見たことがある」をあわせて70.0%となっており、年々その認知度は高まってきています。
- Q 現在県外農場から卵を入荷して、県内小売店に出荷しているが、この制度が始まると逆差別されることになる。この制度に参加するためには、県内農場に入荷農場を変える必要が出てくる。これらのことを理解した上での制度か。
- A いわれるように流通は県域をまたいで行われているので、卵についても他県産のものが県内で販売されている事例は承知していません。ただ、本制度は三重県の制度であり、この制度の目的は、「消費者が安心して三重県産の卵を購入できるようにする」こととなっていますので、三重県外の農場からの卵は対象外とさせていただきます。これは鶏卵にかかわらず既に本制度の対象となっている農産物や特用林産物でもこのようにしていますので、ご理解いただくようお願いいたします。
- Q 基準が高すぎるのではないかと。参加できない者は、逆差別となるのではないかと。
- A この制度の目的は、「消費者が安心して三重県産の卵を購入できるようにする」ことにあり、まずは消費者側にとってメリットがある制度である必要があります。現在流通事業者等が独自の認証制度をもっていますが、公の機関が制度を策定するにあたっては、それよりも低すぎる制度では意味がありません。ついては、既にある制度も参考にして本基準を設定しましたので、ご理解いただくようお願いいたします。

安全・安心について

- Q 本制度は100%安全を保証する制度か。
- A 本制度は100%安全を保証する制度ではありません。どのような事象についても100%安全であることを保証することは難しいと思われれます。本制度は、消費者に、より安心を提供するために徹底した衛生管理に取り組むことを基準としており、そのような取組がなされた卵を認定する制度となっています。
- Q 本制度に参加している卵は安全で、参加していない卵は危険なのか。
- A 法律に基づいて卵の生産を行っている限り安全性に違いはなく、この制度に参加しているから特別安全であり、制度に参加していない卵は危険であるということはありません。ただ、本制度は法律遵守の上でさらなる衛生管理が行なわれている卵を第三者機関が認定していますので、消費者の安心感は高くなるものと考えています。
- Q 本制度は、サルモネラに感染していないことを保証するものか。
- A SE以外については、感染したまま消費者の元に届けられることはまずあり得ないと考えています。SEについては、卵内感染した場合、食中毒にいたる可能性を否定できないことから、糞便や卵を検査し、感染した鶏群由来の卵はマーク使用の対象外としています。(SE不活化ワクチンを接種している場合は、卵内感染のリスクが非常に低いためマークの使用を認めています。)しかし、全ての卵を検査することは不可能であることから、100%SEに感染していないことを保証することはできません。(基準に従って衛生管理を行うことで、できる限りリスクを低減しているとはいえませぬ。)

制度参加について

- Q 本制度に参加したいが、取り組むために県は支援を行ってくれるのか。
- A 基準に必要なマニュアルの作成、申請書の書き方、生産段階での衛生管理などについて支援を行いますので、相談事項がありましたら、お近くの家畜保健衛生所に問い合わせてください。
- Q 誰が参加できるのか。
- A 農場又は卵選別包装施設（G Pセンター）を経営する方です。
- Q 県外の農場も参加できるのか。
- A 県内の農場だけを参加対象としています。この場合本社が県外であっても構いません。
- Q 農場全ての卵でなく、一部の卵だけ制度に参加したいが可能か。例えば農場全体で20万羽いるが、そのうち5万羽分だけ参加したい。
- A 農場の一部の卵のみの参加はできません。農場全体で参加していただくことになります。
- Q G Pセンターに入荷している全ての卵でなく、一部の卵だけ制度に参加したいが可能か。例えば8農場から卵を入荷しているが、そのうち3農場の分だけ参加したい。
- A G Pセンターで対象卵の区分が可能であれば、一部の農場だけで参加することができます。

登録・認定申請について

- Q 登録と認定の2つがあるがこの違いは何か。
- A 登録とは、申請された内容が基準に適合しているか書面で確認した後に、本制度の参加資格がある者として県の台帳に載せる作業です。この時点では台帳に載ったというだけで、マークの使用はまだ認められません。なお、登録は安心食材表示制度に初めて参加するときのみ必要となるものです。
認定とは、登録後に、基準に適合した生産が行われていることを確認した後に、(公財)三重県農林水産支援センターが行うものです。認定を受けてはじめてマークの使用が可能となります。なお、認定期間は1年となっていますので、認定は毎年行うことになります。
- Q 申請書はいつから手に入れることができるのか。
- A 平成20年4月1日以降、フードイノベーション課、家畜保健衛生所、(公財)三重県農林水産支援センターで配布するようにしますので、お問い合わせください。
- Q 申請書はいつ、どこへ提出するのか。
- A 次のとおりとなっています。
受付期間：登録判定会の概ね1ヶ月前～10日前（登録判定会は5月と11月に開催されます。）
書類の不備等がある場合は受付ができませんので余裕をもって提出してください。
提出先：家畜保健衛生所
提出部数：2部（登録申請書と認定申請書は同一の様式となっています。
登録後に1部、県から(公財)三重県農林水産支援センターへ送付します。）
- Q 申請書の添付資料として特殊肥料届の写しをつけることとなっているが、残していない。
- A 県側の書類で確認しますのでその旨を申し出てください。
- Q 特殊肥料でなく、普通肥料として登録しているがこの場合どうするのか。
- A 特殊肥料届の写しにかえて登録証の写しを添付してください。
- Q 鶏糞を堆肥でなくエネルギーとして使っているが、この場合は認められないのか。
- A この場合も、本制度の趣旨に沿った取組と考えられますので、申請していただけます。その旨を申請書に記載してください。

登録について

(農場・GPセンター共通)

Q 登録を受けられなかった場合、どうなるのか。

A 登録できない場合はその理由を伝えますので、その内容をクリアした後に再度登録申請をしてください。

(農場)

Q 初めて現地調査が行われる「雛の導入から卵の出荷までの1サイクル」経過時点では、申請日からの期間が短いため、「サルモネラ検査を年4回以上」実施していないことになるが、それでも登録を受けることができるのか。

A 申請日以降年4回以上の検査を行う計画であれば、登録を受けることができます。
しかし、サルモネラ検査は本制度の重要な項目であるため、次のいずれかの検査を実施していることを条件とします。
・申請日以前の2カ年間、各年2回以上の検査を実施(鶏舎毎までは求めません。)
・申請日以前の1カ年間、家畜保健衛生所による全鶏舎検査を2回以上実施(1回は申請日より5ヶ月以前に実施していること。)

(GPセンター)

Q 初めて現地調査が行われる時までには、申請日からの期間が短いため「サルモネラ検査を年4回以上」実施していないことになるが、それでも登録を受けることができるのか。

A 申請日以降年4回以上の検査を行う計画であれば、登録を受けることができます。
しかし、サルモネラ検査は本制度の重要な項目であるため、次のいずれかの検査を実施していることを条件とします。
・申請日以前の2カ年間、各年2回以上の検査を実施(施設の検査までは求めません)
・申請日以前の1カ年間、家畜保健衛生所による卵選別包装施設の機器・床面及び全農場の卵殻・卵内容検査を2回以上実施(1回は申請日より5ヶ月以前に実施していること。)

Q 今まで卵についてはサルモネラ検査を行っているが、施設についてはサルモネラ検査を行っていない。この場合登録は受けられるのか。

A 申請日以前の2カ年間、各年2回以上卵の検査を実施している場合は、卵のみの検査でも可とします。
なお、申請日以降は卵、施設ともに年4回以上検査を行う計画である必要があります。

飼養について

Q 本制度に参加するとき、対象となる雛はいつから導入すればよいか。

A 申請日以降としてください。

サルモネラ検査について

(農場・GPセンター共通)

Q サルモネラ検査の分析は家畜保健衛生所に行ってもらった必要があるのか、それとも民間や自社で行っても構わないのか。

A 民間や自社で行う場合も可能です。ただし、自社及び自社のグループ会社で検査を行う場合は、家畜保健衛生所がその分析方法が適当であることを確認した場合のみ可能としますので、あらかじめ家畜保健衛生所に相談してください。
また、民間で行う場合も、鶏病研究会の方法に準拠したものとしてください。
なお、民間や自社など家畜保健衛生所以外で実施する場合は、4回行ううち1回は家畜保健衛生所で行うようにしてください。

(農場)

Q 雛導入時に行うサルモネラ検査は、雛導入事業者が行うことも認められるのか。

A 雛導入事業者が行うことも認めています。ただし、あくまでも農場側が主体的に検査を行う必要があります。(実際の同定は雛導入事業者でも構いませんが、サンプル採取にも立ち会わず全て相手任せということがないようにしてください。)

Q 鶏舎毎にサルモネラ検査を行う必要があるのか。

A 鶏舎毎に年4回以上行う必要がありますので、例えば8鶏舎ある場合は、少なくとも8検体×4回、計32回の検査をする必要があります。ただし、この場合1~5鶏舎のサンプルをまとめて1検体、6~8鶏舎のサンプルをまとめて1検体とし、2検体×4回、計8回の検査とすることも可能とします。(まとめることができるのは5鶏舎分までとします。)
なお、この場合で1~5鶏舎のサンプルをまとめた検体がSE陽性であった場合、1~5鶏舎由来の卵全てを加工用等として出荷していただくこととなりますのでご注意ください。(不活化ワクチン接種の場合はマークを使用して出荷することができます。)

(GPセンター)

Q GPセンターでの卵のサルモネラ検査はどのように行うのか。

A 卵の検査は全卵として一度に検査する方法でも、卵殻と卵内容を別々に行う方法でも構いません。
卵の検査は年4回以上行う必要がありますので、例えば4農場ある場合は、少なくとも1検体(農場毎であり、鶏舎毎までは求めていません。)
×4回の検査をする必要があります。(4つの農場をまとめて1検体とすることは求めていません。)
また、1検体につき10個以上の卵をサンプリングしてください。

サルモネラ検査以外の基準内容について

- Q 飼料については、製造ロット番号が必要となっているが、これは必須か。
- A 飼料に異物が混じっているなど問題があった場合に、すぐに対応できるようにするために求めている内容です。製造ロット番号が分からなくても他の方法でトレーサビリティが可能であれば構いません。
- Q 自家配合している場合は、サルモネラ検査陰性成績は不要か。
- A サルモネラ検査がなされていない原料を使って、自家配合している場合は、配合したものに対して、自らサルモネラ検査を行うようにしてください。
- Q 「飼料は異物混入なく、変敗しないように管理されていること」となっているが、飼料タンクを使用している場合、これはどのようにすればよいのか。
- A 本基準は飼料タンクに入れる前に、一旦別の保管場所に保管する場合に該当する内容です。直接搬入車輛から飼料タンクに飼料を投入される場合は、本基準の対象外です。
- Q 衛生動物及び害虫駆除マニュアルで定める衛生害虫プログラムはどのような内容が必要か。
- A 対象害虫、駆除時期、駆除方法についての記載が必要となっています。
- Q 廃鶏かごを受け入れ時に消毒することとなっているが、当農場では廃鶏処理事業者のかごは鶏舎に持ち込んでいない。鶏舎から廃鶏を出すときは自社の廃鶏かごを利用するようにしており、鶏舎外で自社廃鶏かごから廃鶏処理事業者のかごに移し替えている。この場合も廃鶏事業者のかごを受け入れ時に消毒をする必要があるか。
- A この場合は、自社の廃鶏かごを消毒するようにして、その記録を残してください。なお、この場合も廃鶏処理事業者のかごについては廃鶏処理事業者自らが消毒していることを前提としてください。
- Q 作業員については、健康診断、検便検査を受けることとなっているが、パートについても行う必要があるのか。
- A 労働安全衛生法施行規則の規定に該当する場合は、健康診断、検便検査を受けるようにしてください。
具体的には、短時間労働者（パート・アルバイト）についても次の～までのいずれかに該当し、1週間の所定労働時間が、同種の業務に従事する通常の労働者の4分の3以上であるときは、健康診断を実施する必要があります。
また、概ね2分の1以上であるときは、実施することが望ましいとされています。
雇用期間の定めのない者
雇用期間の定めはあるが、契約の更新により1年*以上使用される予定の者
雇用期間の定めはあるが、契約の更新により1年*以上引き続き使用されている者
(* 特定業務「労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務」従事者にあつては6ヶ月)
- Q 作業員の検便検査の結果、陽性が確認された場合の対応はどのようなのか？
- A 検査で陽性が確認された場合は、最寄の保健所に相談等を行ってください。
- Q 卵選別包装施設で井戸水等を使用する場合、10項目（一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度）について、水道法に基づく水質基準を満たしていることとなっているが、これは井戸水等そのものについてか。それとも井戸水を消毒等した後のものでも構わないのか。
- A 井戸水そのものが10項目満たしていなくても、何らかの処理により、洗浄水に使用する前の段階で満たしていれば問題ありません。

サルモネラSE陽性時の対応について

- (農場)
- Q 鶏舎の糞便等の検査でSE陽性時の対応はどのようなのか。
- A 次のとおりとしてください。
・(公財)三重県農林水産支援センターに連絡し、マークの取り扱い等についての指示を受ける。
・また、家畜保健衛生所に連絡し、その後の衛生管理の対応についての指導を受ける。
なお、SE以外が陽性であった場合は排菌を抑制する対策に努めてください。(マークは引き続き使用することができます。)
- Q 鶏舎の糞便等の検査でSE陽性時には、マークの使用について(公財)三重県農林水産支援センターの指示に従うこととなっているが、具体的にどのようにするのか。
- A SEが陽性時には、当該鶏舎由来の卵についてはマークの使用を認めていません。これらの卵は加工用等としてください。
なお、SE不活化ワクチンが接種されている場合は卵内への感染リスクが非常に低いことから、マークの使用を認めています。
- Q 鶏舎の糞便等の検査でSE陽性時には、衛生管理について家畜保健衛生所の指導に従うこととなっているが、具体的にどのようにするのか。
- A 農場全体がSE陰性であることが確認されるまで、SEの再検査を行っていただき、場合によっては鶏の淘汰を行っていただくこととなります。

(GPセンター)

Q 卵の検査でSE陽性時の対応はどうするのか。

A 次のとおりとしてください。

- ・(公財)三重県農林水産支援センターに連絡し、マークの取り扱い等についての指示を受ける。
- ・また、家畜保健衛生所に連絡してください。(農場を指導するため)

なお、施設内の機器・床面の検査でサルモネラ陽性となった場合は、それらの消毒の後に再度サルモネラ検査を行い、陰性であることを確認してください。(マークは引き続き使用することができます。)

Q 卵の検査でSE陽性時には、マークの使用について(公財)三重県農林水産支援センターの指示に従うことになっているが具体的にどのようにするのか。

A SEが陽性時には、当該農場由来の卵についてはマークを使用することができません。

なお、当該農場の卵が鶏舎別に区分されており、SE陽性鶏舎が特定される場合は、SE陽性鶏舎由来の卵は加工用等とし、その他の鶏舎由来の卵についてはマークを使用することができます。

現地調査について

Q 農場での現地調査はいつ行われるのか。

A 初めての現地調査は、申請日以後導入された雛が150日令になる時期を目安に行います。(現地調査の後行われる認定審査会の開催日との調整が必要となりますので、現地調査日は、後日相談の上決定させていただきます。)

また、農場が複数ある場合は、それぞれの農場で現地調査を行います。

以後は原則同時期に毎年現地調査を行います。

なお、上記以外にも必要に応じて現地調査を行う場合があります。

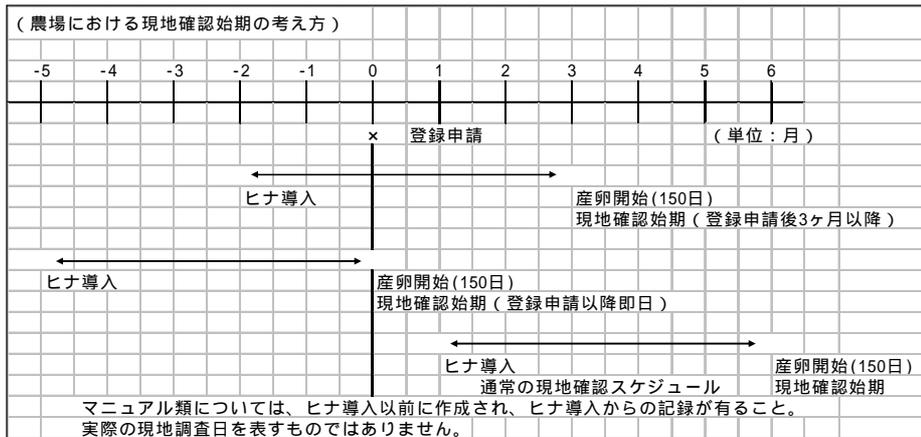
Q 農場において、登録申請以前に安心食材基準同等以上のマニュアル類を整備し、管理・記録をおこなっている場合、現地調査時期を早めてもらうことはできるのか。

A 可能です。

初めての現地調査は、申請日以後導入された雛が150日令になる時期を目安にしています。これは、現地調査時に、安心食材基準を満たしたマニュアルに基づいた管理・記録が行われた実績が必要であり、その実績は、雛導入から産卵開始までのワンサイクルが必要であるとの考え方に基づいています。

したがって、雛導入以前に安心食材基準同等以上のマニュアル類が整備されており、マニュアル類に基づき雛の飼育が行われ、記録されていることが確認できるのであれば、確認できた日数を安心食材基準を満たした実績に算入できると考えます。ただし、雛導入以降、産卵開始までの150日間の実績が必要との考え方は変わりませんので、ご注意ください。

なお、現地調査の後行われる認定審査会の開催日との調整が必要となりますので、実際の現地調査日は、後日相談の上決定させていただきます。



Q GPセンターでの現地調査はいつ行われるのか。

A 農場とGPが同時期に登録され、かつ、GPは同時期に登録された農場からのみ原料卵が入荷する場合、初めての現地調査は、原料卵が入荷する農場の調査時期と同時期に行います。複数の農場から原料卵が入荷している場合は、最も早く現地調査が行われる農場と同時期に行います。(例えば、3つの農場から原料卵が入荷している場合も、年1回のみ調査となります。)

以後は原則同時期に毎年現地調査を行います。

なお、上記以外にも必要に応じて現地調査を行う場合があります。

Q 新規登録されたGPセンターが安心食材登録・認定済農場から、鶏卵を集荷する場合、いつ頃現地調査は行われるのか。

A 初めての現地調査は、安心食材基準を満たしたマニュアルに基づき、GPセンターの管理・記録が3ヶ月行われた時期を目安としています(登録以降、管理・記録が行われる場合は、登録後3ヶ月以降となります)。これは、現地調査時に安心食材基準を満たした管理・記録が行われた実績が「一定の期間」必要であるとの考え方に基づいています。安心食材の基準では、サルモネラ検査は4回/年以上行うこととしていしますので、登録申請以降、最初のサルモネラ検査が行われるまでの期間は3ヶ月となります。このことから、管理・記録を要する「一定の期間」を3ヶ月とします。

ただし、現地調査の後行われる認定審査会の開催日との調整が必要となりますので、実際の現地調査日は、後日相談の上決定させていただきます。

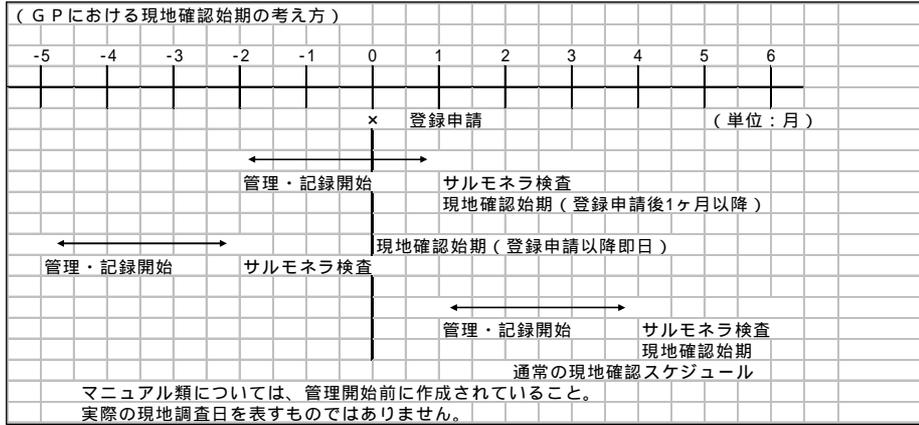
Q GPセンターにおいて、登録申請以前に安心食材基準同等以上のマニュアル類を整備し、管理・記録をおこなっている場合、現地調査を早めてもらうことはできるのか。

A 可能です。

登録申請以前に安心食材基準同等以上のマニュアル類が整備されており、マニュアル類に基づきGPセンターが管理・記録されていることが確認できるのであれば、確認可能な日数を安心食材基準を満たした実績に算入できることと考えます。よって、確認可能な日数分、現地確認を早めることを可能とします。

ただし、3ヶ月間の実績が必要との考え方は変わりませんのでご注意ください。

なお、現地調査の後行われる認定審査会の開催日との調整が必要となってくるため、実際の現地調査日は、後日相談の上決定させていただきます。



Q 現地調査は鶏舎や施設内に立ち入るのか。

A 現地の状況を確認するために、中に立ち入ることになります。

Q 農場での現地調査の対象は直近の1サイクルか。

A 認定は鶏舎ごとでなく、農場全体で行いますので、直近の1サイクルのロットのみならず全てを対象に調査を行います。

Q 現地調査時に基準に適合していないことが分かった場合どうなるのか。

A 現地調査の現場で、認定の可否は判断しません。認定の可否は、現地調査の結果を基に、後日行われる認定審査会でいきますので、その結果が出るまでお待ちください。

また、既に認定を受けている場合で、基準に適合していない内容が重要な事項であると現地調査員が判断した場合は、現地調査員が認定審査委員長と相談し、その時点からマーク使用の中止を指示することがあります。この場合後日、文書にて表示の中止や必要に応じて認定の取消を行います。さらには登録判定会を開催し登録の取消を行う場合もあります。

なお、基準以前の問題として法令等の違反が見つかった場合は、法令等を所管する部署に報告を行うこととなりますので、法令等の所管部署の指示に従っていただくことになります。

Q SE不活化ワクチンが接種されていない鶏舎でSEが検出された場合、加工用等に回すことになっているがこれはどのように確認するのか。

A 現地調査時に伝票で確認します。

認定について

(農場・G Pセンター共通)

Q 認定期間はどれだけあるのか。

A 認定後1年間有効となります。再度認定を受けるには、認定更新申請を行う必要があります。

Q 認定を受けられなかった場合、どうなるのか。

A 認定できない場合はその理由を伝えます。
その理由が簡易な内容であればその内容をクリアした後に再度確認を行い認定を行います。
認定できない理由が重大な内容である場合は、再度認定申請書を出していただく(再度料金をいただく)こととなります。
なお、例え認定を受けられなかった場合でも、認定審査料金は必要となりますのであらかじめご了承ください。

Q 申請日から現地調査までの期間が短い場合も、現地調査時に全ての基準をクリアしていないと認定されないのか。例えば、「水の年1回以上のサルモネラ検査(3(3))」、「成鶏舎での年4回以上のサルモネラ検査(4(1))」、「年2回以上の検便検査(5(1))」などはどうなるのか。

A 年に1回のみ実施する事項については、現地調査時点から過去1年の間に実施している必要があります。(申請日以前には実施していなかったが、本制度に参加することによって初めて実施することとなった事項については、申請日から現地調査時までの間に実施している必要があります。)
また、年に複数回実施する事項については、申請日以降1年経過していないため、現地調査時点全ての回数をクリアする必要はありませんが、現地調査時点から過去1年の間に1回以上実施している必要があります。(申請日以前には実施していなかったが、本制度に参加することによって初めて実施することとなった事項については、申請日から現地調査時までの間に1回以上実施している必要があります。)

例 20年5月に申請し、20年9月に現地調査が行われる場合

水のサルモネラ検査

・例えば例年10月に実施している場合で、申請日以降も定期的に10月に実施する計画であれば、現地調査時に申請日以前に実施した19年10月の結果があれば問題ありません。

・例年検査をしていない場合は、申請日から現地調査時までの間に検査を実施している必要があります。

成鶏舎でのサルモネラ検査

・例えば、申請日以降5月、8月、11月、2月に実施する計画であれば、5月、8月の結果があれば問題ありません。(ただし、登録についての覧に記載しているとおり、申請日以前2カ年間について定期的に年2回以上検査を実施している必要があります。)

検便検査

・例えば例年10月に1回実施している場合で、申請日以降は定期的に10月と4月に実施する計画であれば、現地調査時に申請日以前に実施した19年10月の結果があれば問題ありません。

・例年検査をしていない場合は、申請日から現地調査時までの間に1回以上の検査を実施している必要があります。

(農場)

Q 大雑導入の場合は、申請日から2ヶ月程度で現地調査の時期となるが、すぐに認定してもらえるのか。

A この場合申請日から2ヶ月後に現地調査を行うことが可能となりますが、現地調査後の認定審査会は、複数の方が揃った時点で開催したいと考えていますので、現地調査及び認定をしばらく待っていただくこともあります。
なお、本制度が始まる20年度最初の認定審査会は10月1日とさせていただきます、認定期間は10月10日から1カ年と考えています。(20年春の申請者の状況を見て最終判断します。)

Q 1ロット分の「雛の導入から卵の出荷までの1サイクル」が認められれば、全てのロットが認められることになるのか。

A 申請日以降、対象となるロットと同様の飼養を行っている場合は他のロットも含めて全て認めますので、全ての卵でマークを使用することができます。

登録番号・マークの使用について

Q 事業所が異なる場合、登録番号は変わるのか。

A 登録番号は、「旧市町村番号・品目番号・登録者番号」で構成されていますが、住所の異なる複数の事業所を持つ方の場合も登録番号は1つのみとしています。この場合主たる事業所のある住所で番号を決めています。

Q 3つの農場分を扱っているG Pセンターでは、3つの農場の卵を混合してマークを使用しても構わないか。

A 当然、安心食材の認定を受けていない農場の卵を混合することは認められません。安心食材の認定を受けている農場同士の卵を混合してマークを使用することは可能です(ただし申請書に記載のある農場のみです。例え安心食材の認定を受けていても申請書に記載のない農場の卵の混合は認めていません。)

Q G Pセンターを通さずに販売する場合も、マークを使用することは可能か。

A 認定を受けた農場で生産された卵が、認定を受けたG Pセンターで卵選別包装された場合のみマークを使用することが可能となります。例え農場で認定を受けていても、認定を受けたG Pセンターを通過していない卵には、マークを使用することはできません。

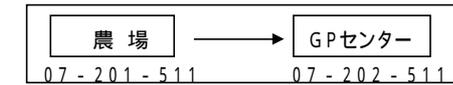
Q 表示マークの貼付方法はどちらがいいのか。

A 各自で印刷して使用していただくことができます。表示票の規格（デザイン、色、大きさ）が別途定められていますので、それに従って作成していただくこととなります。
なお、シールが必要である場合には、(公財)三重県農林水産支援センターから有料で購入することもできます。

Q 農場とGPセンターで異なる登録番号を持つことになるが、卵にはどのように登録番号を付けるのか。

A 安心食材のマークに記載する登録番号は、GPセンターが取得している登録番号を記載してください。ただし、マークの欄外に農場の番号をつけることは可能です。

例1 自社農場と自社GPセンターのみ

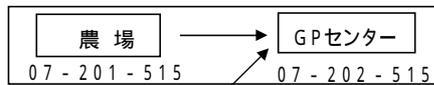


07:地域を示す番号(例は鈴鹿市)
201:鶏卵農場であることを示す番号
202:鶏卵GPセンターであることを示す番号
511:生産者を示す番号(農作物等も含めて登録順に割り当てられます)

GPセンターの登録番号
07-202-511を使用



例2 自社農場と他社農場と自社GPセンター



農場
07-201-517

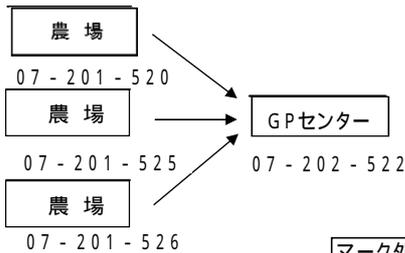
マーク外に任意で例えばこのように記載することができます。

GPセンターの登録番号
07-202-515を使用



次の農場で生産された卵です。
農場 07-201-515

例3 他社農場と自社GPセンター



マーク外に任意で例えばこのよう

GPセンターの登録番号
07-202-522を使用



次の農場で生産された卵です。
農場 07-201-520

Q マークを使用することができないのはどのような場合か。

A 農場の糞便等でのサルモネラSE検査で陽性又は陽性の疑いがあった鶏舎由来の卵は、マークを使用することができません。(SE不活化ワクチンを接種している場合は、使用することができます。)
また、GPセンターの卵でのサルモネラSE検査で陽性であった場合もマークを使用することができません。

Q 当初予定していなかった(申請書に記載していなかった)農場からの卵にもマークを使用することは可能か。

A 安心食材の認定を受けていない農場から原料卵を入荷した場合は、当然その卵にはマークを使用することはできません。
また、例えば安心食材の認定を受けている農場からの原料卵であっても、申請書に記載のない農場からである場合は、その卵にはマークを使用することはできませんので、マークを使用するためには、あらかじめ認定申請事項変更申請書を(公財)三重県農林水産支援センターへ提出し、その承認を受ける必要があります。

料金について

Q 参加した場合の料金を知りたいがどうすればよいか。

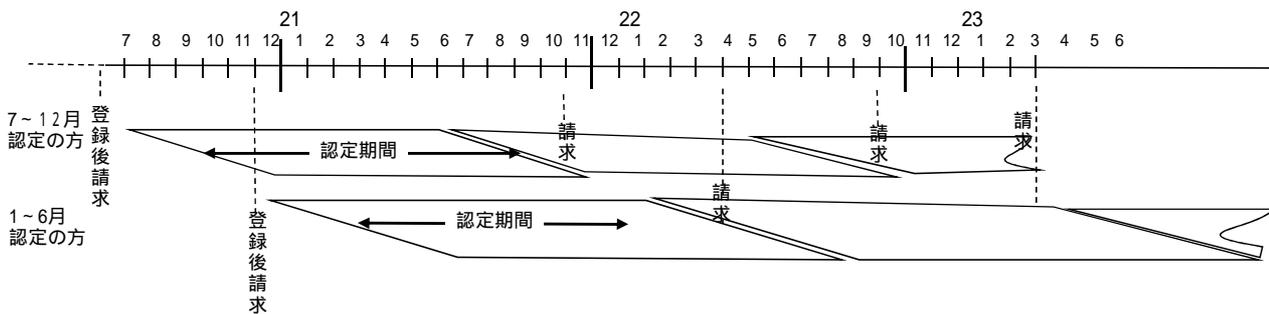
A 認定審査料金表をご覧ください。本表でわかりにくい場合は、(公財)三重県農林水産支援センターにお尋ねください。

Q 途中で飼養羽数が増えることにより、料金が変わる場合はどのようにしたらよいか。例えば、農場で18万羽で申請していたが、途中で21万羽に増えた場合どうするのか。

A 申請時点の羽数で料金を決定させていただきますので、50,000円となります。
次回申請時は21万羽で申請いただき、55,000円いただくこととなります。
なお、認定申請事項変更申請が提出された場合は、その内容に基づいて料金を設定します。(この場合、変更申請以前の料金の方が高い場合は、変更申請以前の料金のままとなりますので、あらかじめご了承ください。)

Q 料金はいつ支払うのか。

A 初めて申請をいただくときは、登録後に(公財)三重県農林水産支援センターから請求があります。
その後は7月から12月に認定した方については、認定年の翌年の12月に、1月から6月に認定した方については、認定年の翌年の6月に(公財)三重県農林水産支援センターから請求があります。
(例えば20年の5月に登録し10月に認定された方は、20年6月・21年12月・22年12月・・・、20年11月に登録し21年5月に認定された方は、20年12月・22年6月・23年6月・・・に請求があります。)



認定更新申請について

Q 認定更新申請とは何か。

A 認定期間は1カ年となっていますので、認定期間終了の2ヶ月前までに、認定更新申請書を(公財)三重県農林水産支援センターへ提出してください。

登録変更について

Q 登録変更とはどのようなときをいうのか。

A 名称(氏名)、代表者名、事業所所在地に変更があったときは、登録変更届出書を家畜保健衛生所へ提出してください。

認定変更について

Q 認定変更とはどのようなときをいうのか。

A 次の場合は、(公財)三重県農林水産支援センターへ認定申請事項変更申請書を提出してください。

農場 : 名称(氏名)、代表者名、事業所所在地に変更があったとき

GPセンター : 名称(氏名)、代表者名、事業所所在地の変更及び原料卵の入荷先農場が増えたとき

登録・認定の取り消し

Q サルモネラが陽性であった場合、登録や認定の取り消しとなるのか。

A サルモネラが陽性であっても、基準等に従った管理が行われていれば登録・認定の取り消しになることはありません。(マークを使用することができない場合があります。)

Q どのような場合登録や認定の取り消しとなるのか。

A 基準等に基づいた管理が行われていない場合、制度の趣旨・目的に反する行為が確認された場合などは、登録や認定の取り消しとなることがあります。

その他

Q 多くの記録を取ることとなっているが、どれだけ保管していればよいのか。

A 記録は、農場においては廃鶏後1年間、卵選別包装施設においては出荷後1年間保存してください。ただし、法令等の定めによりこれ以上の保存が定められているものについてはそれに従ってください

Q 食中毒が発生した場合は、どうするのか。

A 原因検査では卵が原因と特定することは難しいと考えられますし、例え卵が原因であると特定されたとしても、現在の技術では食中毒の原因となるSEを100%防ぐことは困難です。（このリスクをできるだけ低くしていることに本制度の意味があります。）
よって、本制度上は食中毒が発生したことによって認定を取り消すことはありませんが、消費者からの求めがあれば農場やGPセンターのサルモネラ検査結果などを公開する必要があります。